

2017年（平成29年）司法試験に関し厳正な合否判定を求める 会長声明

- 1 本年6月8日に発表された司法試験短答式試験結果によると、平成29年の受験者数は5967人、合格者数は3937人であった。昨年に比べると、受験者数（昨年6899人）、合格者数（同4621人）ともに約85%にまで減少している。
- 2 司法試験の最終合格者数は、平成27年1850人、昨年1583人と減少している傾向からすれば、今年は1500人を割り込み、1300人台になるはずである。
- 3 ところで、2015年（平成27年）6月30日、法曹養成制度改革推進会議は、「法曹人口の在り方について（検討結果取りまとめ）」において、司法試験の合格者数につき年間1500人程度は輩出すべきとする方針を決定した。

そして、上記のとおり、短答式試験の受験者数と合格者数、及び最終合格者数がともに減少している中で、政府が上記方針に固執して、今年も最終合格者数1500人を維持するのではないかという懸念もある。

- 4 万が一、1500人維持のために合格ラインが下げられるようなことがあれば、司法試験の選抜機能が大きく損なわれ、合格者の質を制度的に担保できない事態となることも予想される。

この点では、法曹養成制度改革推進会議の上記「検討結果取りまとめ」が、司法試験合格者数は「輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある」とも述べていることに注目する必要がある。

当会は、2011年2月10日の定期総会において「司法試験合格者を1000人以下に減員すること等を求める決議」をし、その後、毎年最終合格者数の発表を受けて、司法試験合格者を1000人以下に減員するよう求める会長声明を発してきた。

今年も司法試験の最終合格者数1500人が維持された場合、これを1000人以下に減員すべきとの総会決議をしている当会としては、とうてい容認できず、何よりもその決議を裏付けた合格者数激増による様々な歪みと弊害を放置することになり、看過できない。

5 そもそも、司法試験法1条は、「司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験」であるとしている。

そうであれば、最終合格者数1500人維持が目的となつてはならないのであり、司法試験法と「検討結果取りまとめ」にいう「質の確保」に鑑み、司法試験委員会は厳正な合否判定を行う責務を負っている。

6 当会は、「質の確保」を保持するため、司法試験委員会が厳正な合否判定を行うことを強く求めるものである。

以 上

2017年7月13日

千葉県弁護士会

会長 及 川 智 志